

「ホワイト物流」推進運動の ご案内と参加のお願い

—「ホワイト物流」推進運動に関する中央説明会用資料—

平成31年3月

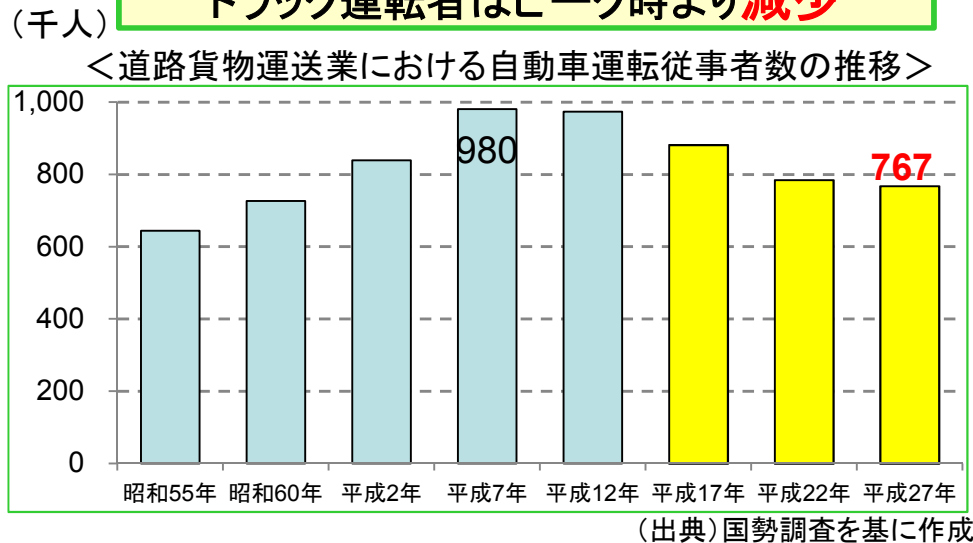
国土交通省・経済産業省・農林水産省

「ホワイト物流」推進運動の 概要・背景

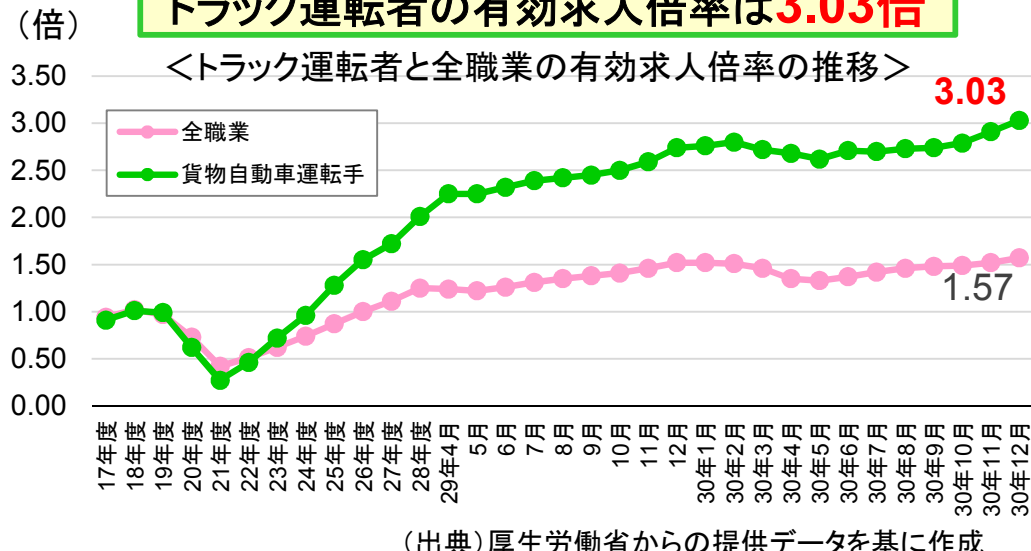
「ホワイト物流」推進運動の背景①

トラック運転者不足が深刻化し、トラックの調達が難しくなっています。このため国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するための取組が極めて重要となっています。

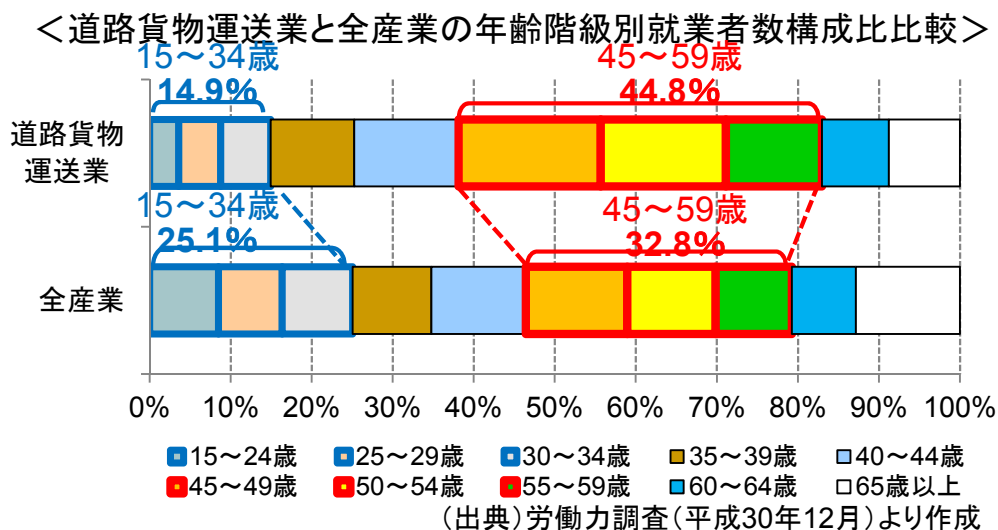
トラック運転者はピーク時より減少



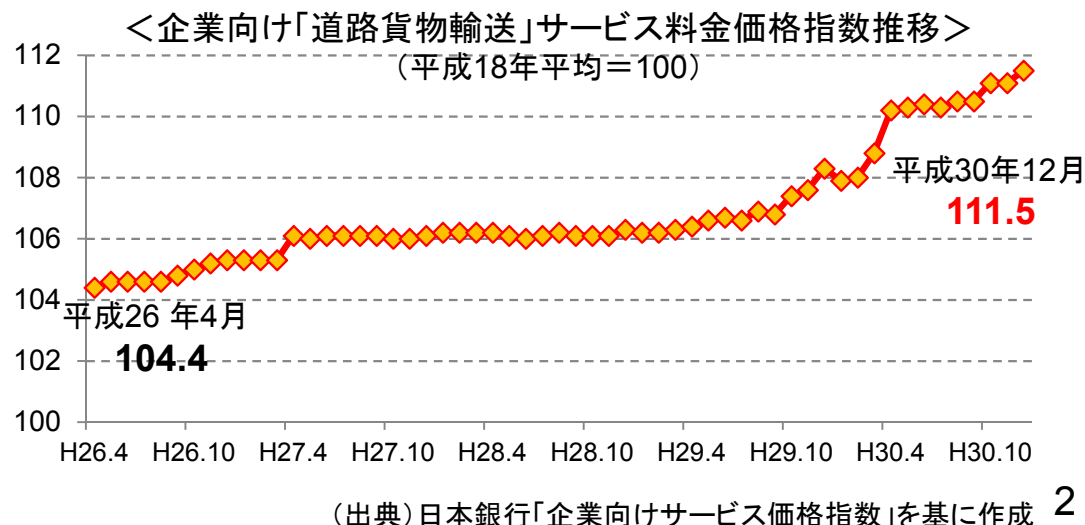
トラック運転者の有効求人倍率は3.03倍



トラック運転者は高齢化



トラックの調達コストは上昇

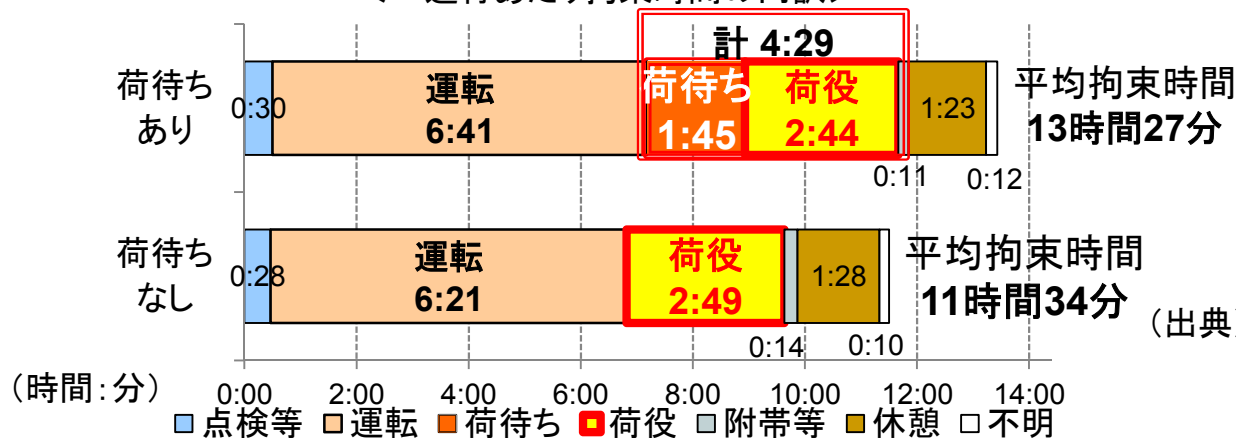


「ホワイト物流」推進運動の背景②

運転者不足が深刻な中で、長時間労働の是正等の働き方改革を進めつつ、物流を維持していくためには、①トラック輸送の生産性向上・物流の効率化や、②女性や60代以上の運転者等も働きやすい、より「ホワイト」な労働環境の実現が必要です。

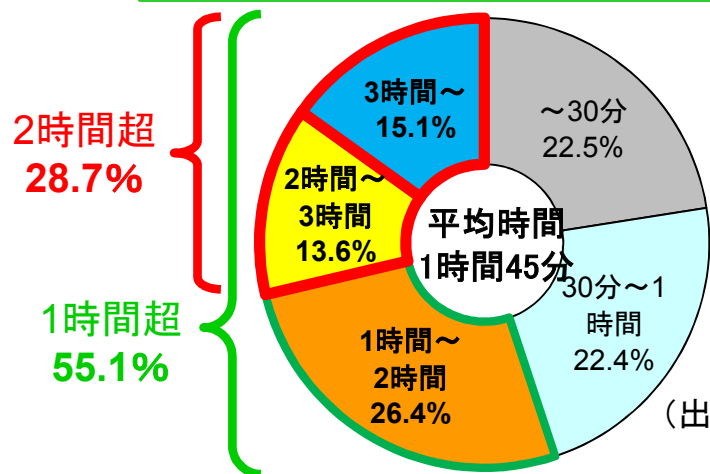
荷待ちや荷役がトラック運転者の長時間労働の一因

＜一運行あたり拘束時間の内訳＞



(出典)国土交通省・厚生労働省
「トラック輸送状況の実態調査」
(平成27年)より作成

荷待ちの平均時間は1時間45分



(出典)国土交通省・厚生労働省
「トラック輸送状況の実態調査」
(平成27年)より作成

手荷役(手積み・手降し)の商慣習の存在



10トン車に、レタスのバラ積み1,200ケース分(1ケース7~10kg程度)のダンボールを手積み・手降ししている事例

トラック運転者への時間外労働の上限規制等の導入

長時間労働を是正するとともに、労働条件の改善により、将来の担い手を確保するため、今後、トラック運転者にも、「時間外労働の上限規制」等が適用される予定であり、上限規制に違反した場合、トラック事業者には罰則が科されます。これらの動向に対応できるよう、「運び方」についても改革を進めていく必要があります。

【トラック運転者の労働条件に関連する主な規制の施行予定】

- 2019年4月 有給休暇の時季指定(一定条件を満たす労働者に毎年5日の年次有給休暇を取得させることを義務付け)
- 2023年4月 中小企業の月60時間超の時間外労働の割増賃金率の引き上げ(50%以上)
- 2024年4月 トラック運転者への時間外労働の上限規制の適用(年960時間以内)

(参考)働き方関連法案(改善基準告示の見直し)に対する国会の附帯決議(抜粋)

衆議院	▶自動車運転業務については長時間労働の実態があることに留意し、改正法施行後 五年後の特例適用までの間、過労死の発生を防止する観点から改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進めること
参議院	▶時間外労働時間の上限規制が五年間適用猶予となる自動車運転業務等については、その期間においても 時間外労働時間の削減に向けた実効性ある取組を、関係省庁及び関係団体等の連携・協力を強化しつつ推し進めること。 ▶自動車運転業務については、 過労死等の防止の観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の総拘束時間等の改善について、関係省庁と連携し、速やかに検討を開始すること。

「ホワイト物流」推進運動と「働き方改革」

「ホワイト物流」推進運動は、「自動車運送事業の働き方改革に関する政府行動計画」の重点施策です。

- ◆ トラック運転者の長時間労働が深刻なトラック運転者不足の一因となっていることを踏まえ、その改善に向けての環境を整備するため、関係省庁の横断的な検討の場が設けられることとなりました。
- ◆ これに基づき、2017年6月に内閣官房副長官を議長とする「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」が設置され、2018年5月に「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」が決定されました。
- ◆ 「ホワイト物流」推進運動は、この政府行動計画の重点施策として位置付けられており、有識者、経済団体、労働組合から構成される「ホワイト物流」推進会議と関係省庁が連携し、推進しています。

「ホワイト物流」推進会議

(有識者)

野尻 俊明 流通経済大学学長(座長)
齋藤 実 神奈川大学経済学部教授
高岡 美佳 立教大学経営学部教授

(関係団体)

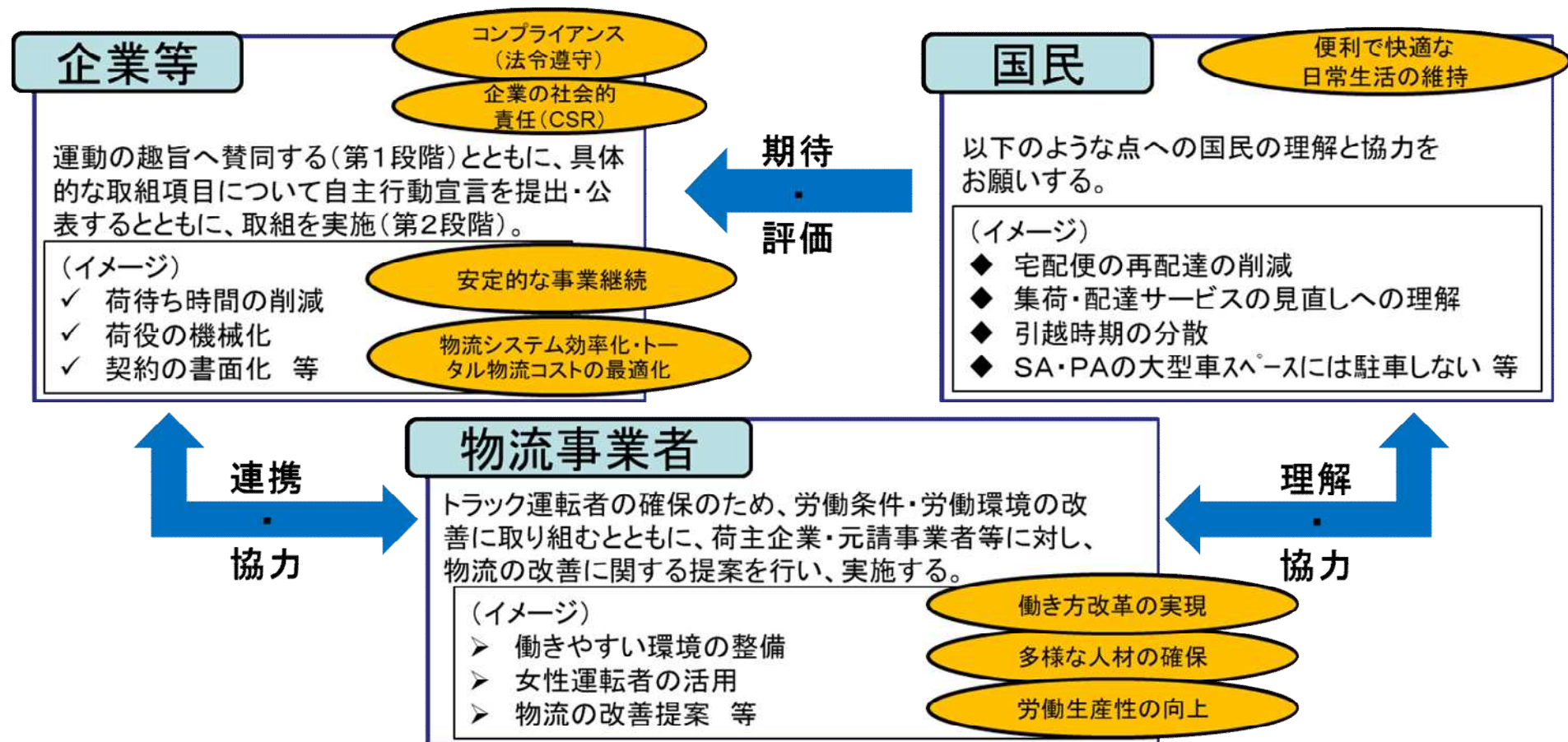
日本経済団体連合会
日本商工会議所
全国農業協同組合中央会
日本農業法人協会
日本ロジスティクスシステム協会
全日本トラック協会
日本物流団体連合会

(労働組合)

交運労協
運輸労連
交通労連

「ホワイト物流」推進運動とは？

- ◆ 深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的とし、
 - ①トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
 - ②女性や60代以上の運転者等も働きやすい、より「ホワイト」な労働環境の実現に取り組む運動です。
- ◆ 物流の改善に向けては、荷主企業・物流事業者等の関係者が連携して相互に改善を提案し、協力して実現することが大切です。



「ホワイト物流」推進運動と「働き方改革」

「ホワイト物流」推進運動の他にも、政府行動計画に基づき、例えば、次のような取組が進められています。

(1) 行政処分の強化

トラック事業者は、「改善基準告示」という拘束時間、運転時間等のルールを遵守する必要があり、違反した場合、事業停止処分、車両停止処分等の行政処分の対象となります。

2018年7月1日より、過労防止関連違反の処分量定が引き上げられました。

【改善基準告示のイメージ】

拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日^(※2) 原則13時間以内 最大16時間以内 (15時間超えは週2回以内) ・ 1か月 293時間以内
休息期間 (勤務と勤務の間の自由な時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続して8時間以上
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2日平均で、1日あたり9時間以内 ・ 2週間平均で、1週間あたり44時間以内
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4時間以内

改善基準告示を遵守するため、荷待時間や荷役時間の短縮、高速道路の活用など、「発」及び「着」の荷主の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

(2) 標準運送約款の改正

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形である標準運送約款を改正し、運送の対価である「運賃」と、荷役料、待機時間料などの「料金」の区別の明確化等を行いました。

平成29年11月4日よりトラック運送における運賃・料金の収受ルールが変わりました。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

- ① 「運賃」と「料金」の区別を明確化しました
 運賃が運送の対価であることを明確化します。
- ② 「待機時間料」を新たに規定しました
 荷主都合による荷待ち時間の対価を「待機時間料」とします。
- ③ 附帯業務の内容をより明確化しました
 附帯業務の内容に「梱入れ」、ラベル貼り」等[※]を追加します。
※その他の追加する付帯業務：「開梱」、「開封」、「積み下ろし」(倉庫等に於いて倉庫を一室の方法で積卸しし積み下ろししたる作業)

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(議員立法)の概要 (平成30年法律第96号)

改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、平成36年度から時間外労働の限度時間が設定される(＝働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

改正の概要

【公布日：平成30年12月14日】

1. 規制の適正化

① 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化

- ・ 欠格期間の延長(2年⇒5年)
- ・ 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
- ・ 密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

② 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化

- ・ 安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等)
- ・ 事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
- ・ 事業の継続遂行のための経済的基礎(資金) 等

③ 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

- 原則として運賃と料金とを分別して収受
- ＝「運賃」:運送の対価 「料金」:運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

(許可後、継続的なルール遵守)

① 輸送の安全に係る義務の明確化

事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- ・ 車庫の整備・管理
- ・ 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

3. 荷主対策の深度化

※「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難(例:過労運転、過積載等)
 → **荷主の理解・協力**のもとで**働き方改革・法令遵守**を進めることができるよう、以下の改正を実施

① 荷主の配慮義務の新設

トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度(既存)の強化

- ・ 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- ・ 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【平成35年度末までの時限措置】

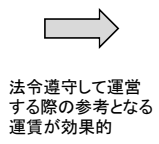
- (1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合
 → ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有
 ② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ
- (2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合
 → 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請
- (3) 要請をしてもなお改善されない場合
 → 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告+公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合 → 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入

【平成35年度末までの時限措置】

【背景】荷主への交渉力が弱い等
 → 必要なコストに見合った対価を収受しにくい
 → 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない



標準的な運賃の告示制度の導入

(労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため)
 国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

施行日：(1.～3.)公布日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日 (4.)公布日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

「ホワイト物流」推進運動の取組内容

企業等の皆様にお願ひしたいこと

以下の「**自主行動宣言**」の**必須項目**に合意し、
賛同表明をお願ひします。

<取組方針>

事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

<法令遵守への配慮>

法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

<契約内容の明確化・遵守>

運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

「ホワイト物流」推進運動の参加の流れ

- ① 「ホワイト物流」推進運動の趣旨と、「自主行動宣言」の必須項目に合意し、賛同表明をお願いします。

※賛同企業名は公表いたします。

- ② これに加え、自社としてさらに取り組むことができる項目について、次の推奨項目を参考に、検討をお願いします。

※「自主行動宣言」に盛り込んだ推奨項目を公表するか否かは任意で、随時変更可能です。

- ③ 「ホワイト物流」推進運動のポータルサイトから様式をダウンロードの上、自主行動宣言を作成し、電子メールで事務局に提出して下さい。

A 運送内容の見直し

- ①物流の改善提案と協力
- ②予約受付システムの導入
- ③パレット等の活用
- ④発荷主からの入出荷情報等の事前提供
- ⑤幹線輸送部分と集荷配送部分の分離
- ⑥集荷先や配送先の集約
- ⑦運転以外の作業部分の分離
- ⑧出荷に合わせた生産・荷造り等
- ⑨荷主側の施設面の改善
- ⑩リードタイムの延長
- ⑪高速道路の利用
- ⑫混雑時を避けた配送
- ⑬発注量の平準化
- ⑭船舶や鉄道へのモーダルシフト
- ⑮納品日の集約
- ⑯検品水準の適正化
- ⑰物流システムや資機材の標準化

推奨項目

B 運送契約の方法

- ①運送契約の書面化の推進
- ②運賃と料金の別建て契約
- ③燃油サーチャージの導入
- ④下請取引の適正化

C 運送契約の相手方の選定

- ①契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮
- ②働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用

D 安全の確保

- ①荷役作業時の安全対策
- ②異常気象時等の運行の中止・中断等

E その他

- ①宅配便の再配達削減への協力
- ②引越時期の分散への協力
- ③物流を考慮した建築物の設計・運用

F 独自の取組

「トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化」や「女性や60代以上の運転者等も働きやすい、より「ホワイト」な労働環境の実現」につながる独自の取組

自主行動宣言様式

- ◆ 自主行動宣言の様式や推奨項目リストは「ホワイト物流」推進運動のポータルサイトでご覧になれます。
- ◆ まずは、取り組みやすい項目からでも結構ですので、是非ご検討をお願いします。

「ホワイト物流」推進運動 持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言					
企業・組合名	代表者の役職・氏名 役職	氏名	所在地 〇〇都	主たる事業 製造業	ホームページ
<p>当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します</p> <p>(取組方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、..... <p>(法令遵守への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、..... <p>(契約内容の明確化・遵守)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運送及び荷役・検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、..... 					
No.	分類番号	取組項目	取組内容		
1					
2		推奨項目リストにある取組項目を記入します	推奨項目リストからの選定事項について、取り組もうとする具体的な内容を記載します。		
3	推奨項目に付す分類番号を記入します				
⋮					
PR欄			希望される企業等は、この欄で自社PRが可能です。		

賛同企業情報 ←

賛同宣言 ←

必須項目

推奨項目

公表は任意

「ホワイト物流」推進運動への参加による期待効果

「ホワイト物流」推進運動への参加で
以下のような効果が期待できます！

- ◆ 業界の商慣行や自社の業務プロセスの見直しによる
生産性の向上
- ◆ 物流の効率化による**二酸化炭素排出量の削減**
- ◆ 事業活動に必要な**物流を安定的に確保**
- ◆ **企業の社会的責任の遂行**

国民の皆様への呼び掛け

◆ 国民の皆様にも、「ホワイト物流」推進運動の趣旨へのご理解や「宅配便の再配達の削減」、「引越時期の分散」などへのご協力の呼び掛けを行っていく予定です。

【国民への呼び掛け事項の例】

<p>宅配便</p>	<p>◆ 商品を配達するためには費用と人手が必要です。運転者不足に対応しつつ、宅配サービスを維持するため、以下の取組にご協力をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ できるだけ1回で受け取りましょう。 ➢ このため、宅配ボックスや営業所、コンビニ等での受取も活用しましょう。 ➢ 送るときは、自分や相手が受け取りやすい日時・場所を指定しましょう。 ➢ 通信販売を利用する際には、できるだけまとめ買いしましょう。 ➢ サービス内容の見直し(例:日曜日の集荷・配達の取りやめ等)へのご理解・ご協力をお願いします。 	<p>COOL CHOICE できるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン ～みんなで宅配便再配達防止に取り組むプロジェクト～ (出典)環境省「COOL CHOICE」HP</p>
<p>引越</p>	<p>◆ 混雑時期を避けましょう。 ◆ 早めに依頼しましょう</p> <p>「分散引越にご協力をお願いします」チラシ</p> <p>(出典)全日本トラック協会HP</p>	

ポータルサイト開設のご案内

今後「ホワイト物流」推進運動のポータルサイトを開設する予定です。

URL <https://white-logistics-movement.jp>



「ホワイト物流」 推進運動

検索



スケジュール

2019年

3月下旬頃 ポータルサイト開設・賛同企業等の募集開始
上場会社(全社)と各都道府県の主要企業
(各50社程度)に運動への参加要請文書を送付

4月下旬～5月頃 地方説明会(関係団体、企業等向け)

10月頃 賛同企業の数、取組状況等の集計・公表(第1回)(9月末締切)
※各企業等は、自主行動宣言を事務局に提出の上、自社のHP等で随時公表可。

2020年

1月頃 賛同企業の数、取組状況等の集計・公表(第2回)(12月末締切)
※以後、随時公表

関係団体の皆様等をお願いしたいこと

- ◆ 関係団体の皆様には、会員企業等に対して、「ホワイト物流」推進運動の周知へのご協力をお願い申し上げます。

(例)

- 機関誌への掲載
- 経営層の参加する会議などでの説明機会の提供

※上記のほかにも、ご協力頂ける取組がありましたら、お寄せ下さい。

※ご協力を頂ける場合は、次のページに記載の自動車局貨物課の「ホワイト物流」推進運動担当にご連絡頂ければ幸いです。
(「媒体名」「発行予定日」「ページサイズ(「A4」等)」「ページ数」「文字数・図表数」「原稿提出期限」「ご担当者の連絡先」等)

參考資料

荷主企業と物流事業者の課題共有と方策検討により、荷待ち時間・荷役時間の短縮が図られた事例

<課題>

- 納品先で、先着順での積込・積降しが行われていた。
- 一方で、納品先の荷受け処理能力やトラックバース数には限りがあり、特定時間帯に納品車両が日常的に集中した。
- 結果、**長時間のムダな荷待ちが常態化**していた。



<方策>

- 納品先が「**予約受付システム**」を導入し、物流事業者が活用することとした。
- 併せて、**各トラックバースの荷役予定時間を事前設定**する運用変更を実施した。



<成果>

- 物流事業者は予約時刻を前提に運行できるようになった。これにより、**荷待ち時間が大幅に短縮**した。
- 納品先も庫内作業が**効率化**され、**時間あたり貨物取扱量が増加**・**荷役作業時間が短縮**した。

荷主企業と物流事業者の課題共有と方策検討により、荷役時間・リードタイムの短縮が図られた事例

<課題>

- 10トン車にレタスのバラ積み1,200ケース分(1ケース7~10kg程度)のダンボールを手積み・手降ししていた。
- 手作業での大量の貨物の積込・積降しは、トラック運転者にとって重労働。
- 荷主企業にとっては、リードタイムが長くなる要因に。



<方策>

- パレットを使用するよう、物流事業者と発荷主・着荷主が調整。パレットの費用の負担や保管・返却方法について、関係者の間で合意。
- これを踏まえて、手作業からフォークリフトによる荷役作業に移行。



<成果>

- **荷役時間が大幅に短縮した。**(2~3時間⇒20~40分)
- 荷主企業にも、**全体的なリードタイムの短縮実現**につながった。

国民生活や産業活動に必要な物流を
安定的に確保するため、

「ホワイト物流」推進運動へのご
ご協力をお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

【お問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課 「ホワイト物流」推進運動担当

電話：03-5253-8575(直通)

g_TPB_KMT@mlit.go.jp